

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 3月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	廃棄物処理系原子炉冷却材浄化用樹脂沈降タンク（B）レベルスイッチ付指示計点検において、接点にチャタリングが認められたため、当該計器を交換	D	
2	2号機	復水器真空ポンプ軸シール水配管Yストレーナ点検において、隣接のドレン管との干渉による当該ストレーナ取り外しが困難である状態が認められたため、当該Yストレーナ及び付属配管を修理	D	
3	2号機	主発電機固定子巻線冷却水系配管の一部（補給水フィルタ出口側）に仮補修箇所が認められたため、当該配管を交換	D	
4	2号機	主復水器ホットウェル用レベル計（3台）点検において、取付部に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
5	2号機	制御棒駆動機構（42-43）点検において、ガイドキャップのネジ山にかじりが認められたため、当該部品を交換	D	
6	2号機	循環水ポンプ（A・B・C）駆動用電動機冷却用水配管点検において、ろ過水供給配管サポートに腐食が認められたため、当該サポートを交換	D	
7	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（14-23・10-23）スクラム配管逆止弁点検において、当該弁（2台）に傷が認められたため、当該弁を修理	D	
8	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（30-15）方向制御弁点検において、当該弁本体取付シール面に傷が認められたため、当該部を修理	D	
9	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（38-07）アキュムレータ窒素圧力漏れ検出器点検において、接断差に精度外れが認められたため、当該検出器を交換	D	
10	2号機	復水貯蔵タンクレベル計カバーにひび割れが認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
11	2号機	タービン建屋排水ファンネル点検において、ファンネル番号消えかけ等（8箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
12	3号機	集合排気筒航空障害灯制御盤に「閃光灯点滅タイミング異常」の故障表示が認められたため、当該制御表示回路を点検・修理	D	
13	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット窒素ガス補給元弁（12A）に接続されているホース出口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	3号機	炉心スプレイ系ポンプ（B）潤滑油冷却器冷却水側ドレンキャップにピンホールが認められたため、当該部を点検・修理	C	3月28日再審議にてグレード変更 D → C

No.	号機等	不適合件名	グレード	
15	5号機	制御棒駆動水圧系停止時原子炉戻りライン外側止弁にチェーン施錠をする際にチェーンが弁ハンドル溝に絡みにくいため、当該部を点検・修理	D	
16	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）流量調整弁駆動部点検において、取替部品購入仕様の誤りにより規定の弁リフトを確保できないことが認められたため、対応検討	C	
17	6号機	原子炉水水素注入量増加操作において、警報「原子炉水溶存酸素高」が発生したため、原子炉水溶存酸素計検出回路を点検・修理	D	
18	集中環境施設	廃液濃縮系濃縮廃液受ポンプ（A）入口圧カスイッチ付指示計の設定用指針の外れが認められたため、当該計器を点検・修理	D	
19	その他	図書管理用共通図書分類コード表の図書保管期限に改訂漏れが認められたため、対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで